

# 令和6年第8回国分寺市農業委員会総会議事録

令和6年8月20日(火)午前9時30分

第8回国分寺市農業委員会総会を市役所プレハブ会議室第1に召集する。

出席委員 (13名)	1番 吉野 賢一	2番 関田 和雄	3番 鈴木 孝幸	4番 濱野 周泰
欠席委員 (2名)	5番 鈴木 秀男	欠6番 草ヶ谷 誠一	7番 須崎 忠男	欠8番 平野 孝行
	9番 鈴木 弘子	10番 笛田 弥生	11番 川窪 光一	12番 小柳 弘
	13番 中村 秀雄	14番 栗原 啓輔	15番 本多 佳郎	
事務局 出席職員	事務局長 飯塚 達儀 係長 榎本 紘幸 係 有田 元之			

## < 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議案第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

日程第5 協議事項

協議第1号 農地利用状況調査の実施について

協議第2号 地区別懇談会の実施について

協議第3号 第19回農ウォークについて

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処理について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に係る専決処理について

報告第4号 今後の日程について

日程第7 その他

議長（鈴木秀男）は令和6年第8回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

○ 日程第1 開会と署名委員指名

議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。

14番 栗原 啓輔                      15番 本多 佳郎

○ 日程第2 前回会議録の承認

事務局提示のとおり前回会議録は承認された。

○ 日程第3 会長等の報告

7月24日 農業者年金推進会議（吉野農業者年金加入推進委員）

7月26日 国分寺親和会第52回定期総会（鈴木会長）

8月7日 市民農業大学前期反省会（吉野委員・鈴木孝幸委員）

8月19日 第19回農ウォーク実踏（鈴木会長・草ヶ谷委員・栗原委員）

8月19日 東京都農業会議臨時総会・東京都農業会議創立70周年記念式典（鈴木会長）

○ 日程第4 議案審議

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画について

議長は、議案第1号1番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を笛田委員に現地調査報告を求めた。

笛田委員                      議案第1号1番について、8月8日に須崎会長職務代理、平野委員、私と事務局で現地調査を行った。戸倉二丁目と四丁目の農地では、9月1日からの使用貸借開始に向けた準備が進められており、借主からは、ネギ等の野菜類を栽培する事業計画について聞き取りを行った。また、農地所有者については、当該農地の見回り等の業務に借主の農業従事日数の1割である年間15日以上従事する事業計画であることを確認した。よって、事業計画を認定するに当たり支障はないと判断できると考える。

議長                      本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1番について全員一致で承認とする。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長は、議案第2号1番を議題とすることを告げ、事務局に説明を求め、1番を吉野委員に現地調査報告を求めた。

事務局                      本議案は、農業者から農業者に対して、農地のまま所有権を移転するものであり、許可に当たり、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件の3つの要件が必要である。全部効率利用要件について、譲受人の経営規模、作付け品目を踏まえた機械・労働力・技術等を総合的に勘案する必要がある。以上を踏まえ、審議願いたい。

吉野委員                      議案第2号1番について、8月9日に川窪委員、関田委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地は、ハナミズキとクリが栽培

されており、全て適切に肥培管理されていた。当該農地の今後の活用については、譲受人所有農地と一体で野菜畑として活用する旨の事業計画の聞き取りを行い、農地法第3条の規定による許可に当たり、支障はないと判断できると考える。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第2号1番について全員一致で承認とする。

事務局 議案第1号の都市農地貸借円滑化法を活用した貸借と、本議案の農地法第3条を活用した貸借が同時に議案となったため、改めて両方の貸借の違いについて補足する。

宅地化農地や生産緑地を貸借する場合、農地法第3条許可申請で貸借が可能となるが、自動で法定更新されることから、貸借期間満了後の貸借解除が簡単にできない。そのため、借地人を保護する権利が常に付くことから、農地法第3条による貸借は活用しづらいことが難点である。

一方、平成30年に施行された都市農地貸借円滑化法を活用した貸借の対象となるのは、生産緑地のみとなり、宅地化農地は対象とならない。また、貸借期間満了後には、必ず生産緑地が所有者に戻ってくるため、安心して貸借が行える点が、大きな違いである。なお、所有権移転については、農地法第3条許可申請でなければできないため、今回の議案となる。

吉野委員 今の話は、どこかの資料に記載があるか。

事務局 各法を比較した資料は特段ない。農業委員就任後の研修で、農地法第3条について事務局から説明した際に触れた程度と記憶している。

議長 質問がなければ、次の議案に移る。

### 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議長は、議案第3号1番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を中村委員に現地調査報告を求めた。

中村委員 議案第3号1番について、8月6日に鈴木孝幸委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ブドウ・キウイフルーツの果樹類のほか、ゴーヤ・サトイモ・ミョウガ等の野菜類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。なお、当該農地に、簡易な倉庫が設置されていたため、当該農地外に移動するよう依頼し、8月14日に倉庫が撤去されていることを事務局で確認している。よって、本案件の人物は相続税納税猶予を適用するに適格だと考える。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第3号1番について全員一致で承認とする。

### 議案第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議長は、議案第4号1番から7番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1・2番を鈴木孝幸委員、3番を中村委員、4番を川窪委員、5・6番を関田委員に現地調査報告を求め、7番は議長から現地調査

報告を行った。

鈴木孝幸委員

議案第4号1番について、8月6日に中村委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地ではサトイモ・トマト・トウモロコシ等の野菜類が栽培されており、残りの部分は作付け準備中で、全て適切に肥培管理されていた。

議案第4号2番について、8月6日に中村委員、私と事務局で現地調査を行った。自宅南側農地、東恋ヶ窪6丁目の農地ともに作付け準備中で、全て適切に肥培管理されていた。

中村委員

議案第4号3番について、8月6日に鈴木孝幸委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地ではポップコーン・サトイモが栽培されており、残りの部分は作付け準備中で、全て適切に肥培管理されていた。

川窪委員

議案第4号4番について、8月9日に吉野委員、関田委員、私と事務局で現地調査を行った。自宅南側農地では、トマト・モロヘイヤ・キュウリ等の野菜類が、北町の農地では、ナス・ネギ・サトイモ等の野菜類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。

関田委員

議案第4号5番について、8月9日に吉野委員、川窪委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地ではサツキ・ツツジ等の植木類のほか、サトイモ・ネギ・ピーマン等の野菜類が栽培されており、残りの部分は作付け準備中で、全て適切に肥培管理されていた。

議案第4号6番について、8月9日に吉野委員、川窪委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、サツキ・ツツジ等の植木類のほか、ニンジン・ナス・オクラ等の野菜類が栽培されており、残りの部分は作付け準備中で、全て適切に肥培管理されていた。

議 長

議案第4号7番について、8月9日に草ヶ谷委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ミカン・ユズ・レモン等の果樹類のほか、サツキ・ツツジ・シロソウ等の植木類が栽培されており、全て適切に肥培管理されていた。

本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第4号1番から7番について全員一致で承認とする。

## ○ 日程第5 協議第1号

### 協議事項

#### 農地利用状況調査の実施について

議長は協議第1号を議題とすることを告げ、事務局に説明を求めた。

事務局

前回総会で決定した日程、集合時間・場所等を資料にまとめた。農地利用状況調査の調査方法については「農地の肥培管理基準」とおりとなる。当日は持参いただき、調査いただくようお願いしたい。

本日は、指導文書の内容を協議いただきたいが、昨年 of 指導文書から変更がある。非住宅用地等の固定資産税に関する数字に変更があった。固定資産税の評価額は3年毎に変わり、今年度の変更年に当たる。それ以外の文面は、昨年の総会で協議した内容を掲載している。内容の確認を含め、改めて協議願いたい。

議長 文言の精査であるが、昨年協議しており、問題ないと考えるが、異論がなければ、このまま使用することとする。また、固定資産税の数字についての表記は、事務局に一任する。

## 協議第2号 地区別懇談会の実施について

事務局 議長は協議第2号を議題とすることを告げ、事務局に説明を求めた。  
農業委員会では、都市農業を取り巻く情勢・制度等を学びながら市内農業者との意見交換を行うため、毎年地区懇談会を実施している。前回総会で決定した事項として、開催は2回、内容は昨年度と同様の趣旨のご講演をいただくということは決定している。

本協議では、開催日程・会場・懇談内容、講演内容の確認・講演タイトルを決定いただきたい。日程について、東京都農業会議松澤事務局次長より出席可能な候補日と、会場の空き状況を資料にまとめているので、参考にしながら日程を決めていただきたい。

また、地区別懇談会全体の内容については、前回総会で会長から相続で苦労した話などを委員からしてはどうかという意見があり、何か伝えるべきことを内容に盛り込めれば、より良い会になるかと考える。

議長 候補日について、11月12日（火）の夜間に、ひかりプラザが好ましいと考える。ひかりプラザの終了時間は何時か。

事務局 閉館は22時になっている。

議長 夜間の開始時間は何時を想定しているか。

事務局 例年、開始時間は18時である。

議長 異論がなければ、ひかりプラザは11月12日（火）18時開始とし、JAについては、11月11日（月）だと連日開催となるため、11月8日（金）18時開始としたいが、どうか。

（「異議なし」の声）

次に、松澤事務局次長の講演内容について協議したい。前回の講演を発展させ、相続時に農地・農業を継続するために役に立つ話をしていただければと思う。講演内容については、事務局が松澤事務局次長とすり合わせるのか。

事務局 具体的な内容は電話で行うので、趣旨は十分伝えることはできると思う。

議長 趣旨説明と正式な依頼については事務局にお願いしたい。

続いて、委員から、自ら体験した相続の話を話していただきたいと考える。須崎職務代理の意見を伺いたい。

須崎職務代理 私は53年ぐらい前に18歳で相続したため、忘れてしまっている事も多いが、自分が何も知らず、分からなかったことに後悔はある。相続について当時は考えたこともなかった。ただ、税理士や家族から話があり、受け入れるしかなかった。

議長 相続を分からないで行う人は相当数いると考える。

須崎職務代理 今後相続するであろう後継者の方々に、相続に役立つ話を聞いてもらい、喜んでもらえれば良いと思う。

議長 可能であれば、多くの委員から話があれば、より良くなる。

吉野委員

一人一言ずつであれば、お伝え出来ることはあるかもしれない。ただし、実際に畑を所有しているのは親なので、後継者自身は何もできない。親は口を出されるのを嫌がる方も多いことが気になる。

議長

我々がその親の立場なので、話をするに当たり、伝わり方が違うのではないか。相続については、当事者の考え方、年齢、家族構成等、状況が違うからこそ、多様な経験談が参考になると思う。簡単には言えないが、当会としては、可能な限り農地・農業を残していきたいという想いがあり、各委員から伝えられることを盛り込みたいと思う。まずは、何人かで準備委員会のような形を作ってみるのはいかがでしょうか。小柳委員の意見も伺いたい。

小柳委員

私は20年位前に相続を経験した。昨年、農業委員になり、1年経験させていただき、市内農地を見て思うことだが、相続は税制が絡んでおり、皆さん共通の話題に持っていけるのは税制だと考える。それ以外のことは個別で、事情が異なってくる。私の20年前の事例を紹介したところで、果たして参考になるのかは疑問であるが、経験した委員それぞれが話しをすれば、参考になる話が少なからず出てくると思う。皆さんが共通で問題となる「税制」を基本に、あとは「民法」等、各委員が話をし、聞き手が自分の家だったらどう対処したらいいのかを導くことが良いと考える。

議長

貴重な意見である。相続を経験した数人で準備をしていこうと考えるがどうか。（「異議なし」の声あり）

事務局

最後に講演のタイトルだが、事務局から何かいい提案はないか。今回のテーマが後継者の方に役立つ制度であり、農地をどのように残すかという事になるので、その方向のタイトルで問題なければ事務局で考え、会長と相談した上で決定したい。

議長

この地区別懇談会を何につなげたいかというのと、都市農地貸借円滑化法を、少しでも多くの農業者に利用してもらいたく、利用しやすいことを皆さんに伝えたいと思う。それと、立川市農業委員会の会長から国分寺市内で貸借可能な農地があれば紹介してほしいという話があったので、他市からも相談が来ている話に触れても良いと思う。

事務局

「農地相続に対する備えと対応方法」の担当委員の確認であるが、相続経験者として名前が挙がっている鈴木会長、須崎職務代理、吉野委員、小柳委員、それから鈴木孝幸委員になるのか。また、鈴木弘子委員はどうか。

鈴木弘子委員

私の話が役に立つかわからないが、家族で相談してみる。

事務局

先ほど小柳委員が話されたように、個々に違うのは委員承知のとおりであるが、どんな意見であっても後継者にとっては選択肢が広がる。そういった苦労話を、話せる範囲で、同じ農業者である農業委員の皆さんから話していただくと、後継者にも非常に伝わると考える。

議長

鈴木弘子委員については、私からも折を見て、御主人に直接お願いする。また、後日、相続経験者の委員と事務局で話を詰めたい。

## 協議第3号

### 第19回農ウォークについて

事務局

議長は協議第3号を議題とすることを告げ、事務局に説明を求めた。

8月19日に、鈴木会長と栗原委員、また本日欠席の草ヶ谷委員と事務局で、農ウォークの実踏を行った。この実踏に基づき、コース案を本日机上配付している。前回総会の際は、「受入れ農家候補」は7名だったが、協議の結果、野菜畑が多くなることから、1箇所は訪問せず、6名になった。また、今回、草ヶ谷委員の畑でレタス、キュウリ、ナスのどれかを収穫する野菜の収穫体験を受け入れてもらえることを確認した。果樹農家については、レモンと状況に応じてミカンが収穫できそうだという話をしている。

次に日程であるが、10月19日（土）午前9時から午後0時30分までの3時間半としている。西町プラザの開館時間が9時であり、それ以前に到着しても中に入ることができないため、スタッフは9時に集合いただきたい。市民参加者は、9時15分集合で、受付開始は9時5分を想定している。

申込は、10月1日号市報に掲載後、翌日の2日から電話で農業委員会事務局で受付する。今年度についても、初参加の方を優先とする。昨年は参加者全員が初参加の方であった。今回は50人に戻すが、概ね初参加の方になると考える。

本日協議いただくことは、果樹農家でのレモンの収穫体験である。草ヶ谷委員からの意見で、レモンの収穫については、トゲが非常に強力であるという観点から、参加者に収穫させることは危険が伴うとのことであった。1班に農業委員が4～5人同行するため、高枝剪定バサミで、各班の参加者分のレモンの枝を剪定し、不要な部分を取り除く作業を行いたく、協力いただきたい。市民の方に果実だけを渡すのではなく、実演を含めた形での配布が望ましい。その役割を各班で決め、それを踏まえた班を編成したいと考える。

また、もう1か所の収穫体験の受入れ農家である草ヶ谷委員については、今回受け入れる側なので、班長を外れることになる。そのため、班長には鈴木会長と栗原委員ともう1名、西町地域に詳しい農業委員さんに担当していただきたい。

議長

訪問農家6名の順路については、地区担当委員に一任いただきたい。班長については、草ヶ谷委員の代わりに、西町地区と隣接する高木町地区の関田委員を指名したいがどうか。

関田委員  
議長

承知した。

協議の結果、班長及び各班の振り分けを次のように決定した。

【班編成・役割】

1 班	2 班	3 班
班長：鈴木会長 (レモン剪定)	班長：栗原委員	班長：関田委員
本多委員	小柳委員	須崎会長職務代理 (レモン剪定)
鈴木孝幸委員	鈴木弘子委員 (タイムキーパー)	中村委員 (タイムキーパー)
濱野委員 (タイムキーパー)	吉野委員 (レモン剪定)	笛田委員 (タイムキーパー)
川窪委員	平野委員	—

事務局

西町プラザに全員が到着する目安は11時55分になるが、その後、正午から懇談会を実施するため、到着時刻を守っていただきたい。調整しながら11時55分までに全員が着くようにしてほしい。

懇談会は、都市農政推進協議会の会長からの挨拶から始まり、班長が各班の進行役となる。各班で、自己紹介と今日回ってみて印象に残った農家や体験の感想などを聞き、班長がうまく話を引き出し、農ウォークをやったことの意義を参加者からフィードバックしてもらおう事が主な目的となる。最後の全体挨拶は、J A東京むさし国分寺支店統括支店長にお願いし、その後参加者にアンケートを記入してもらい、アンケートと引き換えにお土産野菜を渡して解散となる。12時半には撤収含め全て終わらせる必要があるため、協力をお願いしたい。

議長

昨日実踏する中で、坂が多く危ない所が多々あり、そこを避けて、安全なコースに変更したのだが、募集の際には参加者に対し、十分な説明をしていただきたい。

○ 日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処理について  
報告第1号について、事務局より資料を基に1件報告した。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について  
報告第2号について、事務局より資料を基に1件報告した。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に係る専決処理について  
報告第3号について、事務局より資料を基に1件報告した。

報告第4号 今後の日程について

報告第4号について、事務局より資料を基に報告した。

9月3日「農業委員・推進委員研修」はWEB開催であり、回線の関係から、市役所書庫棟会議室に集合いただき、プロジェクターでスクリーンに投影して受講する形式を確認した。

9月5日「広報研究会」と、9月19日「職務代理・部会長研究集会」は、事務局は同席しないため、現地集合であることを確認した。

9月26日「農業祭運営委員会」は、JA東京むさし国分寺地区より通知があるため、出欠はJAに回答してもらうことを確認した。

○ 日程第7 その他

- ・農業委員会だよりについて
- ・農業委員会視察研修について  
事務局より、視察候補である稲城市より、2月下旬から3月上旬の間に視察受入が可能であり、具体的な日程については、後日調整する旨の報告を行った。

議 長 令和6年第9回農業委員会総会は、9月20日(金)午前9時30分  
国分寺市役所書庫棟会議室にて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年8月20日  
国分寺市農業委員会  
会長 鈴木 秀男

署名委員

署名委員